

平成十八年六月十六日受領
答弁第三一九号

内閣衆質一六四第三一九号

平成十八年六月十六日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省幹部による政治家の信用失墜を図る行動に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省幹部による政治家の信用失墜を凶る行動に関する質問に対する答弁書

一及び二について

外務省の総括担当の大臣官房審議官は、外務省組織令（平成十二年政令第二百四十九号）第十六条第五項において、外務省の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理することとされている。

三から五までについて

外務省において、御指摘の事実は確認されていない。